

FAQ（よくある質問事項とその回答）

Q 1 出入（帰）国記録に使用航空機便名及び乗降機地が記載されていないが。

A 1 日本人出帰国記録については 2001 年 7 月 1 日から，外国人出入国記録については 2004 年 1 月 1 日から，記録の早期取得化のため取得方法が変わり，同情報を電算記録に取り込まなくなりました。また，2005 年 1 月 4 日以降は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社から情報の送信があった場合のみ記録されておりますので留意願います。

Q 2 日本人出帰国記録の旅券番号が本人の所持する旅券番号より 1 桁多いのはなぜか。

A 2 末尾がチェックデジットになっているためです。

Q 3 外国人登録原票の写しの提供は可能か。

A 3 改正法施行後，市区町村に保管されていた外国人登録原票は，法務省に送付されることとなりますので，それ以後は提供可能となります。

ただし，市区町村から法務省に外国人登録原票が送付されるまでの間は提供困難であり，また，現在，法務省においてはコンピュータ機器によって外国人登録原票を抽出するシステムの構築を進めています。この作業が終了するまでの間（おおむね本年末まで）は，外国人登録原票の抽出を手作業によって行う必要があるため，通常よりも回答に期間を要します。

Q 4 寄港地上陸許可・通過上陸許可は回答記録の範囲になっているか。

A 4 2004 年 1 月 1 日以降であれば，東京入国管理局において回答可能ですが，これ以前の記録については，当該許可を行った地方入国管理官署宛照会願います。

また，在留資格審査・退去強制手続の詳細，退去命令記録等地方入国管理官署限りで保有している記録に関するものについても，当該地方入国管理官署宛問い合わせ願います。

Q 5 中国人や韓国人について，漢字氏名のみで照会した場合の回答はどのようになるか。

A 5 当該外国人が 2002 年 4 月以降新規入国している場合には，当該出入国記録は回答書

に反映されない場合がありますので、可能な限り英字表記氏名を特定した上で照会願います。

Q 6 中国人や韓国人について、英字氏名のみで照会した場合の回答はどのようになるか。

A 6 2002年4月以降に新規入国している出入国記録については、全て回答書に反映されますが、それ以前の記録については、反映されません。

Q 7 被疑者が旅券を所持しておらず、その氏名が〈*Last Name*〉、〈*First Name*〉、〈*Middle Name*〉のほかに4つ目、5つ目の氏名が付いている場合は、回答時間は遅くなるか。

A 7 氏名が上述のように3つ目までの場合は、最大で6通りの組み合わせについて、各記録を検索することとなりますが、更に質問のような場合は、24~60通りの大量の検索を行う必要がある可能性があり、この場合通常の照会に比べ回答まで相当時間がかかります。

外国人登録原票に係る照会に当たっての留意事項

平成24年8月
法務省入国管理局

本年6月に改正法施行後における出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項についてお知らせしたところですが、これに加えて、特に外国人登録原票に係る照会に当たって御留意いただきたい事項について下記のとおりお知らせします。

記

1 外国人登録原票に含まれる個人情報

外国人登録原票には、旧外国人登録法の規定に基づき、次に掲げる個人情報（外国人登録法廃止前の情報）が含まれています。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 氏名（通称名も含む。ない場合もあります。）
- (4) 出生の年月日
- (5) 男女の別
- (6) 国籍
- (7) 国籍の属する国における住所又は居所
- (8) 出生地
- (9) 職業
- (10) 旅券番号
- (11) 旅券発行の年月日
- (12) 上陸許可の年月日
- (13) 在留の資格
- (14) 在留期間
- (15) 居住地
- (16) 世帯主の氏名
- (17) 世帯主との続柄
- (18) 世帯主である場合には、世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄
- (19) 本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍
- (20) 勤務所又は事務所の名称及び所在地
- (21) 写真
- (22) 署名

2 外国人登録記録との関係

1981年10月1日から2012年7月8日までの上記（1）から（6）まで及び（13）から（17）までの項目の情報については、外国人登録記録として電算入力されています。

3 特に外国人登録原票に係る照会書において留意いただきたい点

本年6月の「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」においてお知ら

せしている点に加え，次の点について御留意ください。

外国人登録原票に含まれる個人情報，特に外国人登録記録として電算入力されている項目以外の項目について必要である場合には，その具体的な照会理由及び必要性について照会書に記載してください。当方において，その記載に基づき，提供の適否について，照会の根拠となる法令の趣旨に沿って判断いたします。

4 回答方法

回答項目が少ない場合は，その項目だけ抜き出して回答する方法で回答させていただく場合があります。

また，外国人登録原票の写しを交付する方法で回答させていただく場合であっても，照会書において提供を求められていない項目や，照会書に記載いただいた照会理由及び必要性についての説明では，当方で照会の根拠となる法令の趣旨に沿って検討した結果，その必要性があると判断することができない項目については，その項目についてマスキングした写しを作成し，回答させていただく場合もあります。

子ども虐待による死亡事例等を防ぐために これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出が遅い
- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 中絶を希望している
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 乳幼児健康診査が未受診である（途中から受診しなくなったり場合も含む）
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 過去に自殺企図がある
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなったり施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確でない又は適切でない
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が適切に開催されていない又は進行管理ができていない

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

子ども本人に必ず会う

こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

（平成26年度から実施）

乳幼児健診時の確認など

- 「こんにちは赤ちゃん事業」による家庭訪問（生後速やかに）
民生児童委員が子どもが生まれたすべての家庭を訪問

➤ 乳幼児健診

健診の種類	受診率（29年度）
4か月児健診	98.5%
1歳6か月児健診	97.5%
3歳児健診	94.6%



この機会に会えない場合は、子どもと接点を持ち得る関係機関（保育所、医療機関、生活福祉課等）と連携し確認



それでも会えない → 平成29年度は250人存在

保健師等による家庭訪問

①保健師が訪問（夜間・休日も）

- ・本プロジェクト実施に伴い保健師数を増
- ・13中学校区に15人を配置（うち1人は未受診家庭対応担当）

②地域の民生児童委員が訪問

- ・保健師が何度行っても不在の場合は近隣の民生児童委員に訪問を依頼



それでも会えない → 平成29年度は1人存在

要対協担当課職員による調査・訪問

- 入国管理局へ出国状況を確認するほか、必要に応じて警察・児相と連携



子どもの健康を100%確認

※なお、現時点で子ども確認のために児童手当の振込手続き停止を行った事例はない

子どもの健康100%確認の意義

- 子どもを確認する = **子ども視点での支援**
- 支援を必要とする子どもの早期発見 = **虐待予防**
- **個々の状況に寄り添い、継続的な支援**へつながる

【健診未受診家庭への訪問後の対応】

訪問の結果、大半の家庭は勧奨に応じて健診を受診。また、養育上の課題が見受けられる場合は、必要な支援につなげている。

➤ 訪問の結果継続的支援につながった人数（29年度）

健診の種類	人数
4か月児健診	7人
1歳6か月児健診	9人
3歳児健診	20人

➤ 支援事例

- ✓ 子どもに発達上の課題が見受けられたため、保健相談対応を継続的に実施
- ✓ 療育が必要な子どもと判断されたため、障害児通所サービスにつなげる
- ✓ 在留資格が切れていた外国人家庭であったため、関係機関につなげる

このほか、子育て世代包括支援センターにおいて**妊婦全数面接**も実施（担当保健師等6名配置）。

来所できない方に対しては家庭訪問で対応。